

# 令和3年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年9月28日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 11名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 竹 内 正 敏  
3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
6番 式 田 信 一  
8番 佐 藤 孝 雄  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 9番 佐 藤 一 富  
5番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程  
（1）出席確認  
（2）会長挨拶  
（3）議 事  
① 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
② 農地法の許可を要しない農地転用の届出について  
③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
③ 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について  
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
⑤ 空き家に付随した農地の指定について  
⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）  
⑦ 農用地利用配分計画の決定について  
⑧ その他  
（4）その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認  
出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号1番 坂本 成一委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

#### ■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」

(議案第1号 1件)

議 長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思っております。

#### ■日程 第2 「農地法の許可を要しない農地転用の届出について」

(議案第2号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、議案朗読説明。

議 長  
議案 2 号につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第 3 「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第 3 号・ 4 号 2 件)

議 長  
続きまして、日程第 3 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第 3 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長  
議案 3 号について、議席番号 4 番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4 番 大野 重利 委員

はい、それでは説明致します。挾間町古野、県道からちょっと入った所に位置するんですが、元々この人は農業をしておるんですが、雄城台の方におるんですがこちらまで通って来てやってるという事です。大体土建屋さんなんですが、子供さんも成長されて半隠居という事で農業をしたいという事を言っておりました。審議の方宜しくお願い致します。

議 長  
それでは、説明が終わりましたけども、議案 3 号 ご質問がある方お願いします。  
ご質問ないでしょうか。  
質問はありませんか？  
(ありません。)  
この議案 3 号の案件、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 4 号ですが、議席番号 9 番 佐藤 一富委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
はい、議案番号 4 について説明をします。場所は、挾間町下市の国道に近い部分の住宅地の奥の方に位置してる 195 m<sup>2</sup>の小さな農地となっております。空き家バンク付随農地という事で、先月の 8 月総会で指定を受けた案件でございます。渡人のご自宅が、前住んでた家があるんですけども、そこを買い取った受人が家の横にあるこの農地を買って管理をするという事でございます。現状は完全に放棄されており草がかなり生えているんですけども、家の横という所で家庭菜園の様な形で管理をしたいという事を言っておりました。特別問題はないと思います。宜しく申し上げます。

議 長  
それでは、議案 4 号につきまして、質問があればお願い致します。  
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)  
質問がない様ですので、この議案4号案件、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」  
(議案第5号 1件)

議 長  
続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件  
あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長  
議案5号ですが、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

はい、それでは議案番号5についてご説明致します。  
ここは九州電力の発電所があるわけなんですね。資料の4ページですか、これ見て  
ください。真ん中辺に発電所があるんですけども、敷地が非常に狭いという事で、通  
水管ですかね？あれもやり替えるという事で、材料の置場がなくてそれでどうしても  
その近くのですね、貸人の田をお借りしたいという事で、新しく申請に来たわけでご  
ざいます。  
尚、年数はここにも書いておりますけど、2年先の5年3月31日迄という事でご  
ざいます。尚、ちょっと離れた所に1823-1の土地がありますけども、これは工事  
をする方の車の置場が無いというので、駐車場及び事務所ですかね？そういうのを建て  
るという事でございますので、審議の方宜しくお願い致します。

議 長  
それでは、この議案5号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第6号～10号 5件)

議 長  
続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5  
件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説  
明。

議 長

議案 6 号ですが、議席番号 4 番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4 番 大野 重利 委員

それでは説明をします。これは挾間町古野、県道からちょっと入った所ですが、住宅が全て建て込んでおる中に農地がポツンと残っていました。これをですね、字図の 6・7・8 ページをご覧ください。一応 10 区画を予定しているという事でございまして、排水等々しっかりしたのがありますし、問題ないかなと思ってサインをしましたが、審議の方宜しくをお願いします。

議 長

はい、今説明が終わりましたけど、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案 7 号・8 号ですが、議席番号 3 番の高田 英委員が、会議規則第 12 条により議事参与制限を受けるので退席になります。説明の方は、私より (議席番号 7 番 縣 次男委員) 致します。

( 議席番号 3 番 高田 英委員 退席 )

7 番 縣 次男 委員

議案 7 号・8 号は、渡人・受人も同一でございますので、一緒に説明します。資料の 9 ページから 14 ページにかけてでございますが、湯ノ坪の玉の湯の近くなんですが、よく今までこんな所が残ってたなという感じがいたしました。周りは全部家が建て込んでまして、家庭菜園として利用しておりましたけども渡人が高齢という事で、もう手放したいという事で今回の話になったそうでございます。特に問題はないと思います。

議 長

この案件につきまして、ご質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

高田 英委員、お入りください。

( 議席番号 3 番 高田 英委員 着席 )

高田委員さんに報告致します。挙手多数で、この案件許可相当と認める事にしました。

続きまして、議案9号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

はい、議案番号9について説明を致します。

資料は17ページから20ページでございます。場所としては、挾間町北方にあります宮田保育園の東側に位置している農地です。宮田保育園の周辺は家が建て込んでおりまして、かなり狭いという事で駐車場がいつも不足しているという事でありまして、今回、渡人の農地を買って駐車場として造成をしたいという事で申請が出て来ております。

場所としては、3種農地でありますので特別問題ないと考えております。審議宜しくお願い致します。

#### 議長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案10号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

はい、続きまして議案10号について説明を致します。資料は21ページから24ページとなっております。場所は、挾間町の挾間郵便局のちょっと北側なんですけども先程と同じ受人がみずほ保育園という別の保育園を運営しておりまして、そこが新しく出来た関係でまだ園庭が狭いので、隣接する畑を買い取りまして、まあ保育園の園庭として使いたいと事で申請が出ております。場所としても周りは住宅に囲まれており、3種農地でもありますので申請上何も問題ないと思います。宜しく申し上げます。

#### 議長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第11号 1件)

議 長

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明。

議 長

議案11号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案11号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案第12号～15号 4件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定) 4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案12号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この12号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案13号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この13号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案14号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この14号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案15号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。  
質問はありませんか。

(ありません。)  
それでは、この15号案件承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用配分計画の決定について」

(議案第16号 1件)

議 長  
日程 第8 農用地利用配分計画の決定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第8 農用地利用配分計画の決定について、議案朗読説明。

議 長  
それでは、議案16号の案件、ご質問があればお願い致します。  
質問はないでしょうか？  
(ありません。)  
それでは、議案16号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議 長  
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_